

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

○募集期間：平成31年2月7日(木曜日)14時から平成31年3月8日(金曜日)24時まで

○募集方法：郵送、ファクシミリ、インターネット

○提出人数・意見数：1名から計1件(うち意見の公表を望まないもの0件)のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。

(意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。)

No	意見	大阪府の考え方
1	<p>第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策 5. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上 (1) 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発</p> <p>・建設工事従事者はどうも喫煙率が高いように思う。喫煙による健康への悪影響があまり知られていないのだと思う。喫煙はニコチン依存症の原因となり、ニコチンが欠乏した際には離脱症状によるイライラやストレスが生じ集中力が低下する。メンタルヘルスに不調をもたらすというだけでなく現場での安全にも関わると思う。</p> <p>『建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。』とあるが、ニコチン依存症の治療機会が得られるよう禁煙外来についての情報も提供されるべきだ。</p>	<p>今回ご意見をいただいた、建設工事従事者の禁煙について相談する窓口として、大阪府では、府内の禁煙サポート実施医療機関一覧を府ホームページにてご案内しております。</p> <p>また、府内の保健所において、禁煙を希望する方へ健康づくりに関する相談の支援も行っております。</p> <p>(参考) 府内の禁煙サポート実施医療機関 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/tabacco/kinen_sapoto.html</p> <p>府内の保健所所在地一覧 http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html</p>